

『健全化判断比率』と『資金不足比率』の算定について

1 財政指標の算出方法

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率（一般会計等の実質的赤字の程度を示す比率）

$$\text{—} = \frac{\text{赤字額なし（一般会計等の実質赤字額）}}{\text{377億4,329万円（標準財政規模）}}$$

(黒字の比率 5.29%)

(黒字額 19億9,726万3千円)

※ 一般会計等の平成20年度決算において赤字はありませんでしたので、実質赤字比率は算定されませんでした。

イ 連結実質赤字比率（一般会計等及び公営事業会計を合わせた、市の全会計を対象とした実質的赤字の程度を示す比率）

$$\text{—} = \frac{\text{赤字額なし（連結実質赤字額）}}{\text{377億4,329万円（標準財政規模）}}$$

(黒字の比率 15.45%)

(黒字額 58億3,206万3千円)

※ 全会計の平成20年度決算において実質赤字額及び資金不足額の合計に赤字はありませんでしたので、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

ウ 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金などの程度を示す比率）

$$12.6\% \text{ (3ヶ年平均)} = \frac{\text{①地方債の元利償還金} + \text{②準元利償還金} - (\text{③特定財源} + \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

※③特定財源

元利償還金・準元利償還金の償還財源に充当される特定の財源です。史跡整備債に充当される国県支出金や、公営住宅債の償還に充当される住宅使用料などのほか、平成19年度からは都市計画事業のために借り入れた地方債の償還に対して都市計画税の充当が認められています。

④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

基準財政需要額（自治体の人口、面積などに応じて必要と認められる標準的な事務事業に要する歳出の額を、国の算出基準に従って算定した額）に算入される元利償還金及び準元利償還金です。

◎小田原市の実質公債費比率

(単位 千円)

算定の内訳	平成18年度	平成19年度	平成20年度
分子 (① + ②) - (③ + ④)	4,543,909	4,660,939	3,558,632
①元利償還金（公債費に充当した一般財源など）	6,622,422	6,457,681	6,371,985
②準元利償還金 ア～エの合計	3,454,468	4,114,577	3,579,453
ア 公営企業債の償還財源に充当されたと認められる繰入金	2,963,685	3,494,371	3,222,976
水道事業会計	60,715	63,236	65,049
病院事業会計	378,405	434,386	412,338
小田原城天守閣事業特別会計	802	0	0
下水道事業特別会計	2,517,375	2,991,877	2,739,883
公設地方卸売市場事業特別会計	6,388	4,872	5,706
イ 一部事務組合などが起こした地方債に充当されたと認められる補助金または負担金	0	0	0
ウ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	490,713	620,206	355,368
エ 一時借入金利子	70	0	1,109
③特定財源	1,676,155	1,911,219	2,070,971
④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,856,826	4,000,100	4,321,835
分母 ⑤ - ④	33,509,941	33,937,299	33,421,455
⑤標準財政規模	37,366,767	37,937,399	37,743,290
④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,856,826	4,000,100	4,321,835
実質公債費比率 $\frac{(①+②) - (③+④)}{⑤-④} =$	13.55988	13.73397	10.64775

平成20年度実質公債費比率（3ヵ年平均）	12.6
----------------------	------

エ 将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の程度を示す比率）

$$90.2\% = \frac{\text{①将来負担額} - (\text{②充当可能基金額} + \text{③充当可能特定財源見込額} + \text{④地方債現在高などに係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

※②充当可能基金額

将来負担額に計上された地方債の償還などに充当することができる基金の現在高です。本市の全ての基金が対象になります。

③充当可能特定財源見込額

将来負担額に計上された地方債の償還などに充当することができる特定財源の見込額です。主な内容は、史跡整備債に充当される国県支出金や、公営住宅債の償還に充当される住宅使用料、都市計画事業のために借り入れた地方債の償還に充当される都市計画税などです。

④地方債現在高などに係る基準財政需要額算入見込額

基準財政需要額に算入される元利償還金と準元利償還金の見込額(交付税措置が見込まれる額)です。

◎小田原市の将来負担比率

(単位 千円)

算定の内訳	平成20年度	備考
分子 ① - (② + ③ + ④)	30,164,678	
① 将来負担額 ア～クの合計	109,839,762	
ア 一般会計等の地方債現在高	52,249,978	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	3,301,619	
ウ 公営企業債など繰入見込額	33,763,910	
エ 一部事務組合などが借り入れた地方債の元金償還に対する負担見込額	0	
オ 退職手当支給予定額に対する負担見込額	10,307,385	
カ 設立法人の負債などに対する負担見込額	10,216,870	
キ 連結実質赤字額	0	
ク 一部事務組合の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額	0	加入している一部事務組合に赤字額はありません。
充当可能財源等 ②～④の合計	79,675,084	
② 充当可能基金額	5,392,017	本市の全ての基金が対象となります。
③ 充当可能特定財源見込額	18,327,966	見込額のうち163億2,927万1千円が都市計画税となっています。
④ 地方債現在高などに係る基準財政需要額算入見込額	55,955,101	
分母 ⑤ - ⑥	33,421,455	
⑤ 標準財政規模	37,743,290	
⑥ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,321,835	
将来負担比率 $\frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})}{\text{⑤} - \text{⑥}} =$	90.2	

(2) 公営企業の資金不足比率

$$\text{—} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 事業の規模

料金収入などの営業収入に相当する額です。本市の各公営企業会計の事業規模と剰余額は、以下のとおりです。

(単位 千円)

会 計 の 名 称	事業の規模	剰 余 額
水道事業会計	2,717,396	2,343,483
病院事業会計	8,604,245	577,484
天守閣事業特別会計	158,729	41,846
下水道事業特別会計	4,080,905	152,951
公設地方卸売市場事業特別会計	102,986	7,532

※ 各公営企業の平成20年度決算において資金不足額はありませんでしたので、各公営企業の資金不足比率は算定されませんでした。